

## 第5章 施策の着実な実施に向けて

### (1) 施策の点検・見直し

各施策の実施にあたっては、施策間や実施主体間の連携を図るとともに、PDCA サイクルによる定期的なチェック・見直しを行いながら、総合的かつ効果的に推進します。

また、多様な主体の参画を得て、施策の展開状況や達成度を検証し、その検証結果に基づき、効果的な施策の展開に向けての工夫や見直しを図ることとします。

### (2) 点検指標

平成 28 年度から 10 年先を見据え、ため池等のめざす姿を実現するため、32 年度までの 5 年間で第 1 期推進期間として重点的に施策を展開します。そのめざす姿の実現に向けて、達成状況を客観的に評価するための点検指標は、以下の項目が考えられます。

	点検指標	推進方策
めざす姿 ① 農業用水源施設として、十分な能力を有するため池及び疏水	ア) 緊急度の高いため池の整備の実施状況	「まもる」- (2), (3) 「いかす」- (6) 「つなぐ」- (9)
	イ) 老朽化した疏水の整備の実施状況	「まもる」- (2), (3) 「つなぐ」- (11)
	ウ) 取水施設の機能保全に向けたかいぼり(池干し)の実施状況	「まもる」- (3), (4) 「いかす」- (6), (7)
めざす姿 ② 適正な管理により、災害のおそれのない安全なため池及び疏水	エ) 管理者意識と点検技術の向上を図るための取り組み状況	「まもる」- (1), (4) 「いかす」- (5), (6) 「つなぐ」- (10)
	オ) 専門技術者によるため池等の点検状況	「まもる」- (1), (3) 「つなぐ」- (9)
	カ) 点検結果に基づく必要な措置の実施状況	「まもる」- (2), (3)
	キ) 放置されたため池等の適正な対策の実施状況	「まもる」- (3), (4) 「いかす」- (6), (8)
めざす姿 ③ 多面的機能が十分に発揮されているため池及び疏水	ク) ため池等の保全活動への県民の参加状況	「いかす」- (5), (7), (8) 「つなぐ」- (9), (10), (11)
	ケ) 多様な主体との連携による「かいぼり」等の実施状況	「いかす」- (5), (7), (8) 「つなぐ」- (9), (10), (11)
	コ) 次世代への継承に向けた学習会、講習会等の実施状況	「いかす」- (7) 「つなぐ」- (9), (10), (11)
	サ) ため池を活用した総合治水対策の取組状況	「いかす」- (5), (6)

## ため池の保全等に関する推進方針の検討の経緯

本推進方針の策定にあたり、「ため池の保全等に関する推進方針検討会」を開催し、推進方針及び手引きの内容について、審議・検討を行いました。

検討会の構成員は各分野の有識者・専門家・農家・地域住民などの8名を選定し、それぞれの視点からの意見を踏まえ推進方針を策定しました。



### ■ 検討会開催の経緯

検討会	開催日	主な検討内容
第1回	平成27年6月2日	・ため池の保全等に関する現状・課題 ・推進方針の構成
第2回	平成27年7月29日	・推進方針の構成 ・推進方針の骨子（素案）
第3回	平成27年10月6日	・推進方針及び骨子（原案） ・手引きの構成
第4回	平成27年12月10日	・推進方針及び骨子（案） ・手引き（素案）

### ■ 検討会の構成員

（敬称略、五十音順）

分野	氏名	所属
自然環境	かどの やすろう 角野 康郎	神戸大学大学院理学研究科 教授
地域計画	くどう かずみ 工藤 和美	国立明石工業高等専門学校建築学科 教授
土地改良区総括	すぎもと しゅういちろう 杉本 修一郎	兵庫県土地改良事業団体連合会 副会長
農業者	たかた かずたみ 高田 一民	株式会社 五斗長営農
農業土木	たなかまる はるや 田中丸 治哉	神戸大学大学院農学研究科 教授
景観形成	なかせ いさお * 中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
地域住民	まるたに さとこ 丸谷 聡子	環境教育コーディネーター
農村計画	みやけ やすなり 三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部 教授

\* 印は、本検討会の座長を示す。

事務局：兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室

検討会  
お疲れ様でした！



## 【用語解説】

用語	説明
ため池等が有する多面的機能	県土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、文化の伝承、レクリエーション活動及び地域の交流活動の場の提供等農業用水の供給以外の多面にわたる機能のこと。
21世紀兵庫長期ビジョン	21世紀初頭の兵庫のめざすべき社会像とその実現方向を明らかにしたもので、広域的な圏域ごとの「地域ビジョン」と全県的な視点から見た「全県ビジョン」からなる行動指針のこと
ひょうご農林水産ビジョン	本県農林水産行政推進の基本となる計画的かつ総合的な指針であるとともに、農林水産業従事者のみならず、農山漁村で暮らす人々、都市で暮らす人々、消費者、市町、関係団体、企業等、本県に住まい集う県民全ての食と「農」に関する行動指針のこと。
ハザードマップ	洪水、土砂災害、津波、高潮、地震による危険度（浸水エリア・危険箇所など）や避難に必要な情報などを記載した地図のこと。
かいぼり（池干し）	ため池の管理作業のひとつで、堤体や取水施設の清掃・点検や貯水量確保などを目的に、ため池の水や堆積した土砂等を排出すること。
PDCA	Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Act(改善)の4つの視点をプロセスに取り込み、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
リノベーション	既存の施設の用途や機能を再生させて価値を高めるために、改修等を行うこと。
水土里情報システム	インターネットを利用した情報共有・相互利用型のGISシステムのこと。
SNS	ソーシャル・ネット・ワーキング・サービスの略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
ICT	情報通信技術のこと。知識やデータといった情報（Information）を適切に他者に伝達（Communication）するための技術（Technology）のこと。
NPO	非営利民間組織（Nonprofit Organization）の略。福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくりなどのあらゆる分野における民間の非営利組織のこと。
シンクタンク	各分野の専門家を広く集めた高度な研究組織のことで、企業や政府機関などの依頼により、現状分析、未来予測、技術開発などを行い、経営戦略や政策決定に必要な知識や情報を提供すること。
ため池整備5箇年計画	ため池の漏水状況等の点検や耐震調査の結果から、特に緊急性が高いものを平成27年度から5箇年で380箇所の整備に着手する計画のこと。（平成26年2月策定）



## 參考資料



## 参考資料

### 目 次

#### 【事例・提言】

「ため池の保全等に関する検討会」において構成員等が自らの実践・研究に基づき、発言された内容を簡略にまとめました。

① 淡路市五斗長（ごっさ）の地域活性化の取組	18
② 「明石 のはらくらぶ」の環境体験学習の取組	18
③ いなみ野ため池ミュージアムの取組	19
④ 学生によるため池の環境保全の取組	19
⑤ 身近な生物多様性を支えるため池	20
⑥ ため池の治水への活用	20

#### 【ため池等に関する情報】

① ため池の保全等に関する施策の点検指標	21
② 兵庫県のため池の整備等の状況や被災状況について	24
③ ため池の保全等に関するこれまでの経緯	25
④ ため池の保全等に関する取組状況とその成果	26
⑤ ため池の保全等に関する条例－概要版－	27
⑥ ため池の個数とその特徴（平成 27 年 4 月 1 日現在）	29

## 【淡路市五斗長（ごっさ）の地域活性化の取組】

株式会社 五斗長営農 高田 一民

淡路市五斗長地区は、平成 16 年の台風第 23 号により、農地や 5 箇所のため池が決壊するなど、大きな被害を受けました。この被災をきっかけに、地区内の若者たちが集落の将来について話し合い、被災したほ場やその水源となる決壊したため池の復旧を検討し、営農のあり方など具体的な集落の将来像について協議を進めました。

その結果、平成 18 年には、ほ場整備事業に着手し、その 3 年後には、集落営農組織を法人化し「株式会社五斗長営農」を設立しました。また 4 箇所のため池を 1 箇所に統合し、ほ場整備に併せ用水路のパイプライン化を進めるなど管理の省力化を図ることとしました。

平成 20 年には全国的にも貴重な弥生時代後期の鉄器づくり跡「五斗長垣内遺跡」が発見され注目を集めるようになり、様々なイベントを通じて都市住民との交流につながりました。

集落内の農家は多くが世代交代の時期を迎えていたことや、遺跡が地域の宝物として集落の求心力を生み、事業の早期実施や新たな地域づくりに発展し、今では集落を会社組織として捉え経営していくという発想に至りました。



五斗長垣内遺跡（竪穴式住居復元）

事例・提言①

## 【「明石のはらくらぶ」の環境体験学習の取組】

環境教育コーディネーター 丸谷 聡子

市民団体である「明石のはらくらぶ」は、人と自然が共に暮らす持続可能な社会を目指して、自然観察会や幼・小・中学校等の環境体験学習のコーディネート・サポートを行っています。子どもたちが身近な生き物にふれることで、地域への愛着の心が芽ばえる事例を 12 年にわたって積み重ねてきました。

ため池をフィールドとした活動では、明石市立高丘東小学校における環境体験学習があります。活動の実施にあたっては、学校や PTA、地域、行政（兵庫県、明石市）など、多様な主体によるワーキングネットを形成し、かいぼり、魚とり、昆虫探し、バードウォッチング、疏水見学会等を行ってきました。

活動を通じて、地域に在住の有識者や専門家と学校や行政が相互につながることで継続性のある活動が展開されると感じています。そのためには積極的な仕掛けが必要であり、次世代への継承やため池を核とした地域づくりを進めるためにも、参加する主体の背後にあるつながりを顕在化し結びつけることをイメージしながら、地域に根ざした活動を展開することが重要となります。



明石市立高丘東小学校におけるため池学習

事例・提言②

ため池で会いましょう！



カワセミ

## 【いなみ野ため池ミュージアムの取組】

東播磨県民局地域振興室 班長 松原 隆之

東播磨地域は、日本有数のため池密度を誇っており、県内で最大や最古の記録が残るため池など個性豊かなため池が数多くあります。そこで地域に点在するため池や水路を展示物と見立て屋根の無い田園空間博物館「いなみ野ため池ミュージアム」として、ため池保全と地域づくりの取組みを平成14年から活動を開始しました。

その運営は、ため池管理者と地域住民等からなるため池協議会（約70組織）に地域の活動組織を加えた「いなみ野ため池ミュージアム運営協議会」が担っています。

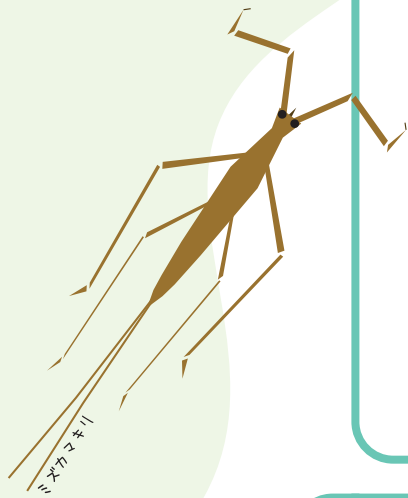
運営協議会は、現在県民局で事務局を預かっていることから行政主導の運営になりがちですが、今後は地域主導の運営への移行も視野に入れながら、時代の変化に応じて新たなため池文化を創造し、豊かな水辺と暮らせる東播磨という地域づくりを進めて行かなければなりません。

そのための仕組みづくりを進めるとともに、これまでいなみ野ため池ミュージアムが実践してきた地域の多様な団体とのネットワーク形成、人材バンクの蓄積、情報発信などシステムを確立していく必要があると考えています。



小学生を対象としたため池学習

ため池ミュージアム！



## 【学生によるため池の環境保全の取組】

国立明石工業高等専門学校建築学科 教授 工藤 和美

明石市内の多くのため池が市街化地域にあり、その周辺状況が大きく変化しています。そこで国立明石工業高等専門学校では、市内12のため池管理者からその環境変化について、維持管理、水質・水源、生活・活用、生物などの調査を行いました。

その結果ため池の環境保全には、管理者による伝統的な維持管理技術の再生や、ため池を取巻く多様な主体がため池に関わることが可能でその恩恵を認識できることが課題として浮かび上がりました。

そこで、動植物と共生する水環境の維持が、ため池の水環境保全に有効であることを実証する活動として、かいぼりで捕獲された魚を肥料に加工して地域の農業へ利用することや、魚やレンコン、ヒシといった植物を料理し食べるといった有機物の循環利用再生の活動を行っています。併せてオニバスの再生や、アゾラなど外来種駆除活動など実施しています。また多様な主体が、ため池を身近な施設と容易に認識するため、ビジュアルデザインプロジェクトとして、ため池の看板やパンフレットのデザインにも取り組んでいます。

今後ため池を取巻く多様な主体が地域の環境に責任を持って貢献するといった文化の再形成がため池の環境保全には重要となります。



かいぼりにより捕れた魚



## 【身近な生物多様性を支えるため池】

神戸大学大学院理学研究科 教授 角野 康郎

兵庫県は、自然環境に恵まれており、良好なため池がたくさんあります。県内には、水草が 121 種類生息しており、そのうちの 7 割以上をため池で見ることができます。このようなことから、ため池は、生物の生息・生活空間としての役割が大きいことがいえます。一方、ため池の水草が消滅する原因としては、埋め立てや廃止、改修工事が考えられます。近年の農業農村整備事業では、環境との調和への配慮の視点から生態系への配慮がなされるようになりましたが、必ずしも十分とは言えず、水草の減少の一因となっています。さらに、ため池の水質汚濁や外来生物が水草の減少に大きな影響を与えているほか、管理の粗放化の影響も考えられます。外来生物は、在来種を圧迫し、また管理の粗放化は、ハス群落が拡大したり、冬に池の水を抜かなくなったことから、ヘドロが溜まったりすることで表面からは見えませんが他の植物や動物に悪影響を及ぼします。

人の伝統的な営みによってため池は維持されてきましたが、ため池の環境はまさに人の営みによって成り立ってきた生態系であるため、ため池は人と自然の共生モデルであるといえます。ため池は、兵庫県の地域資源、環境資源、お宝であることを認識し、地域で守り活かす戦略を考える時期にきています。



生物多様性を支えているため池

事例・提言 ⑥

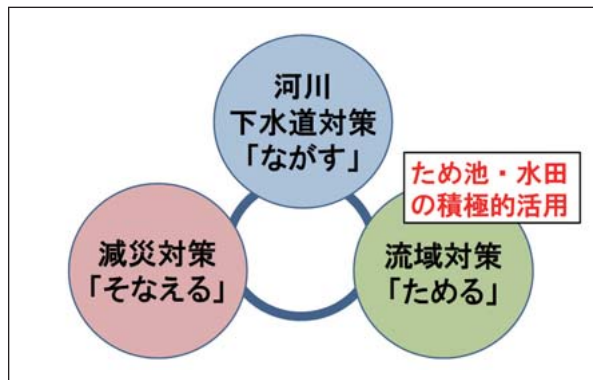
## 【ため池の治水への活用】

神戸大学大学院農学研究科 教授 田中丸 治哉

兵庫県は、県・市町・県民が協働し、総合治水を推進することを目的とした「総合治水条例」を平成 24 年 4 月 1 日に施行しました。

ため池は、そのなかで貯水施設に位置づけられ、豪雨時の洪水被害を緩和するため、あらかじめ貯水量を減らし、大雨に伴う雨水を貯留する容量を確保する「雨水貯留浸透機能」を維持する取り組みを進めています。

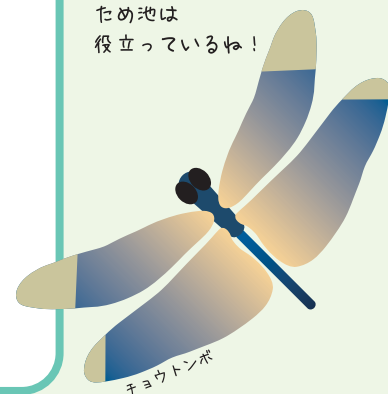
ため池の治水活用として、営農に支障のないため池の事前放流を提案している丹波篠山地区において、丹波市のため池 188 箇所、篠山市のため池 280 箇所を対象に、地区全体の雨水貯留容量を推定し評価を行いました。渇水に備えて水を出来るだけ貯めるというため池本来の目的と洪水に備えてため池を空にすることは両立せず、ため池の治水活用にはこの矛盾への対処が不可欠となります。丹波篠山地区では、事前放流期におけるため池水位の設定を行い、営農への支障をできるだけ取り除くことで、ため池の管理者や受益者の理解を得やすくしています。今後は迅速な放流や一定水位での維持を容易とする施設整備が課題となります。



総合治水の考え方

事例・提言 ⑥

ため池は  
役立っているね！



## 【ため池の保全等に関する施策の点検指標】

めざすべきため池等の実現に向けて、本編 P15 に示す点検指標をより具体的に取組状況等から施策の展開状況及び効果を把握し、その達成状況を客観的に評価するための年度毎や中長期的な目標を次に示します。

点検指標に※印のあるものは、「ひょうご農林水産ビジョン 2025」の点検指標を踏襲しています。一方、点検指標に（案）としているものは今後指標となり得るものを選定しており、現状の取組が把握できていないものについては、点検指標と選定理由のみの記入としています。

### めざす姿①：農業用水源施設として、十分な能力を有するため池及び疏水

#### 点検指標 ア) 整備に着手したため池数※

選定理由： 緊急性の高いため池の整備（完全改修）を早急に実施し、決壊等による被害を防止するため。  
（ため池整備5箇年計画の着実な実施）

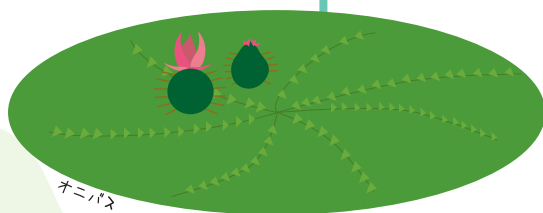
現状	平成 26 年度	累計	1591 箇所（19 箇所 / 年）
目標	平成 32 年度	累計	1990 箇所（66 箇所 / 年）
	平成 37 年度	累計	2320 箇所（66 箇所 / 年）

#### 点検指標 イ) 疏水の長寿命化対策の実施数（案）

選定理由： 農業用水の安定供給に水路は、必要不可欠であり、施設の長寿命化対策等により、十分な通水能力を確保する必要があるため。

#### 点検指標 ウ) 取水施設の機能保全に向けたかいぼり（池干し）の実施状況（案）

選定理由： ため池のかいぼりは、施設の点検、水質改善、土砂の排出による貯水容量の確保など用水源施設としての機能の保全に必要な管理作業であり、定期的な実施を推進しているため。



めざす姿②:適正な管理により、災害のおそれのない安全なため池及び疏水

### 点検指標 工) ため池管理者講習会を受講したため池箇所数※

選定理由： 適正な管理のために必要な点検手法や注意点をため池管理者に伝え、草刈りや日常点検の徹底を図り、意識の向上と点検技術の向上を図り災害を未然に防止するため。  
(10年で特定ため池全てを完了)

現状	平成 26 年度	累計	— 箇所 (約 500 箇所 / 年)
目標	平成 32 年度	累計	4500 箇所 (900 箇所 / 年)
	平成 37 年度	累計	9000 箇所 (900 箇所 / 年)

### 点検指標 才) ため池定期点検の実施箇所数 (案)

選定理由： ため池の日常点検を補完するため、専門技術者の視点で健全度等を評価し、その評価に応じた対策を講じるよう管理者へ指導することが重要であるため。(特定ため池を対象に、3巡目を H37 で全て完了)

現状	平成 26 年度	累計 1 巡目 6934 箇所 (2155 箇所 / 年)
目標	平成 32 年度	2 巡目 9000 箇所
	平成 37 年度	3 巡目 9000 箇所

### 点検指標 力) 保全計画書に基づく必要な措置の実施割合 (案)

選定理由： ため池定期点検の結果から、管理者による保全計画書の作成とそれに基づく、必要な措置により防災・減災対策が実施され、決壊等の被害を防止する必要があるため。

### 点検指標 キ) 放置されたため池等の適正な廃止の実施 (案)

選定理由： 危険な状態のまま放置されたため池が増えつつあり、防災リスクの回避のため、農業用として役割を終えたため池や、他の用途への活用が図れるものについては適正な方法による廃止が望まれているため。

## めざす姿③: 多面的機能が十分に発揮されているため池及び疏水

## 点検指標 ク) ため池等の保全活動に参加した人数 ※

選定理由： モデル地区での取組を毎年増やし、ため池等の役割や多面的機能について、広く県民の理解や参画を得るため、ため池等の保全活動へ実際に参加するとともにその役割や大切さを知ってもらう必要があるため。

現状	平成 26 年度	10,198 人 / 年
目標	平成 32 年度	15,000 人 / 年
	平成 37 年度	20,000 人 / 年

## 点検指標 ケ) 漁業者等との連携による「かいぼり」の実施箇所数 ※

選定理由： かいぼりは、ため池保全だけでなく、豊かな海の再生にもつながる活動であり、漁業者等との連携による取組は新たな交流活動の場の提供となる有用な取組として、エリアの拡大が望まれるため。(10年後に倍増:年 120 箇所)

現状	平成 26 年度	59 箇所 / 年
目標	平成 32 年度	累計 361 箇所
	平成 37 年度	累計 891 箇所 (60 ~ 120 箇所 / 年)

## 点検指標 コ) 次世代への継承に向けた学習会、講習会等の実施状況 ※

選定理由： ため池等の施設を次世代へ継承するには、子供たちや若年層を対象に、ため池等の有用性を伝える必要があるため。(10年後に倍増:年 40 箇所)

現状	平成 26 年度	21 箇所
目標	平成 32 年度	累計 120 箇所
	平成 37 年度	累計 293 箇所 (20 ~ 40 箇所 / 年)

## 点検指標 サ) ため池事前放流施設の整備箇所数 ※

選定理由： ため池の保全等に関する条例並びに総合治水条例に基づき、洪水時の下流域への被害を軽減するため、ため池を活用した総合治水対策を推進しているため。(ため池整備に併せ放流施設の整備を実施)

現状	平成 26 年度	累計 70 箇所 (22 箇所 / 年)
目標	平成 32 年度	累計 234 箇所 (30 箇所 / 年)
	平成 37 年度	累計 424 箇所 (40 箇所 / 年)

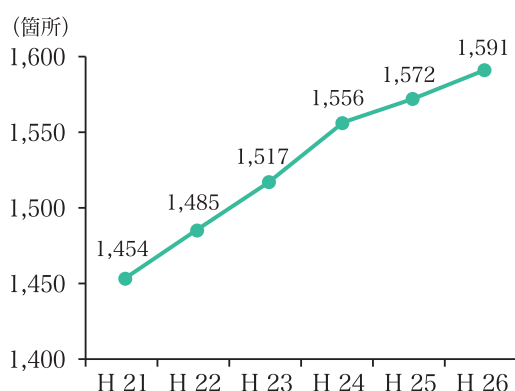
## 【兵庫県のため池の整備等の状況や被災状況について】

兵庫県における近年のため池整備等の状況をグラフに示します。

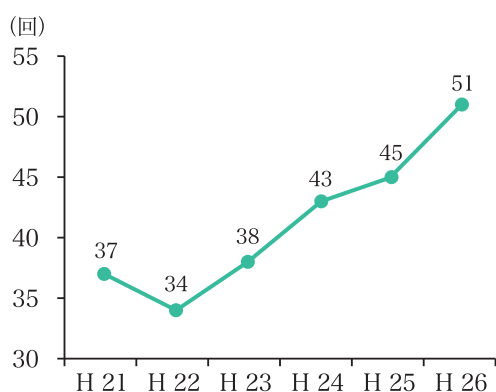
(出典：ひょうごみどり白書より)

また、平成以降の大規模災害におけるため池の被害状況を表に示します。地震に比べ水害によるため池被害が多いことが分かります。

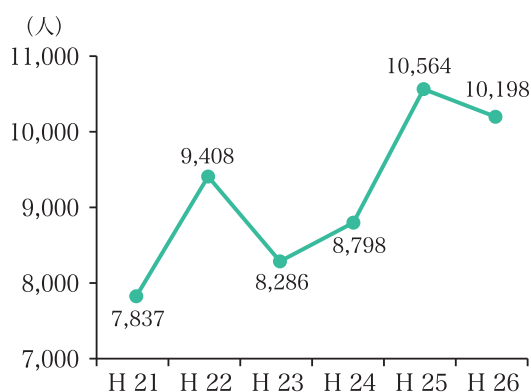
### 整備に着手したため池数



### 防災研修会等の開催数



### ため池保全活動参加者数



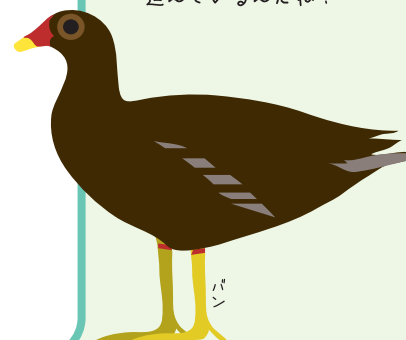
### 近年の大規模災害におけるため池の被害状況

区分	災害名	災害規模		ため池被害	
		被害箇所数	被害額	被害箇所数	決壊被害
水害	平成 16 年災 (台風 21 号・23 号)	20,941	355 億円	1,482	224
	平成 23 年災 (台風 12 号・15 号)	11,094	204 億円	846	14

区分	災害名	災害規模		ため池被害	
		地震規模	震度	被害箇所数	決壊被害
地震	阪神淡路大震災 (H7.1)	M7.2	6	1,362	1 (+7)
	淡路島地震 (H25.4)	M6.2	6 弱	53	0

※決壊被害の ( ) 書は、全面的な法面崩壊を生じたため池を示しています。

しっかり整備が進んでいるんだね！

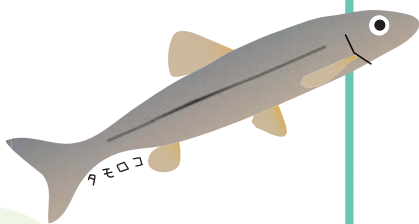




## 【ため池保全等に関するこれまでの経緯】

年月日	内 容
宝亀 4 年 (773)	「池溝堤修理の令」制定 (ため池の修理を奨励)
天長元年 (824)	「池溝修築を怠る者の刑罰令」を制定 (池溝を修理しない者にはむちうち 80 を科す。また、修理費用の一部を下賜)
延喜 8 年 (908)	「池溝堰堤修理の制」制定 (かんがい施設の破損の放置を戒め、地方官に管内の施設巡視を命じた)
昭和 10 年 (1935)	ため池管理の徹底を通牒 (水害で 94 ヶ所のため池が決壊)
昭和 13 年 (1938)	ため池管理の徹底を通牒 (災害で 2 千数百ヶ所のため池が決壊・埋没)
昭和 14 年 (1939)	ため池愛護奨励規定 (ため池共進会を設立し、優良ため池管理者を表彰)
昭和 18 年 (1943)	各耕地出張所にため池監督員を置き、ため池の監視と防災指導を実施
昭和 20 年 (1945)	阿久根台風をはじめ台風によるため池被害が続く
昭和 24 年 (1949)	「土地改良法」制定、「水防法」制定
昭和 26 年 (1951)	「ため池の保全に関する条例」施行
昭和 36 年 (1961)	「農業基本法」制定
昭和 41 年 (1966)	「豊かなむらを災害から守る月間」の運動の推進 「警戒ため池の判定基準」の制定
昭和 55 年 (1980)	「ため池管理者に対する知事感謝」実施
平成 2 年 (1990)	「利活用保全整備工事」の補助事業化
平成 4 年 (1992)	「ため池クリーンキャンペーン」開始
平成 5 年 (1993)	「環境基本法」制定
平成 7 年 (1995)	阪神・淡路大震災の発生 「環境の創造と保全に関する条例」の制定
平成 10 年 (1998)	「兵庫県ため池整備構想」策定
平成 11 年 (1999)	「食料・農業・農村基本法」制定
平成 12 年 (2000)	中山間地域等直接支払制度の開始
平成 13 年 (2001)	東播磨地域版 ため池保全・整備構想策定
平成 14 年 (2002)	土地改良法の一部改正 (環境との調和への配慮) 「いなみ野ため池ミュージアム創設プロジェクト」の開始
平成 15 年 (2003)	「県民の参画と協働の推進に関する条例」施行
平成 19 年 (2007)	いなみ野ため池ミュージアム運営委員会発足 農地・水・環境保全向上対策制度の開始
平成 21 年 (2009)	「生物多様性ひょうご戦略」策定
平成 23 年 (2011)	東日本大震災の発生
平成 24 年 (2012)	「ひょうごのため池安全安心定期点検事業」創設、「総合治水条例」施行
平成 26 年 (2014)	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」公布 H27.4.1 施行
平成 27 年 (2015)	「ため池の保全等に関する条例」 H27.4.1 施行 「ため池整備 5 箇年計画」の着手 (H27～H31) ため池保全県民運動の始動 H27.4～ ため池の保全等に関する推進方針 H28.3 策定

長い歴史があるんだね！



## 【ため池の保全等に関する取組状況とその成果】

## 取組状況

実施内容	取組状況 (H27.12 時点)
①ため池整備の推進	国補助事業を活用し累計 1,658 箇所を整備に着手
②ため池暫定整備の推進	県単独事業 163 箇所を整備 (H23 ~ H24)
③ため池定期点検の実施	平成 24 年～約 9,300 箇所実施 管理者による保全計画書の作成
④大規模ため池の耐震調査	平成 25 年～約 600 箇所実施
⑤ハザードマップ作成	約 890 箇所作成
⑥重点整備ため池の指定	279 箇所 (水防計画・防災パトロール)
⑦管理体制の維持	83 箇所のため池協議会が組織化、8,743 箇所のため池が多面的機能支払交付金の組織で取組を実施
⑧ため池管理者講習会の開催	約 10 箇所 / 年
⑨ため池管理者に対する知事感謝	11 組織 (H26 実績)
⑩危機管理対策	洲本管内で豪雨等に水位観測情報の配信開始等
⑪利活用施設の整備	累計約 60 箇所で開催
⑫クリーンキャンペーン (毎年 10 月)	参加者約 1 万人 / 年
⑬地域住民の参加と連携により保全	ため池協議会による保全活動、いなみ野ため池ミュージアムの展開、淡路・東播磨で里海連携
⑭ため池教室・ため池環境学習	約 50 箇所 / 年間
⑮生態系保全活動	かいぼり、外来種の駆除、希少種の保護
⑯文化・歴史遺産への登録や保存	淡山疏水かんがい施設遺産登録・疏水見学会
⑰ため池イベントの開催	ジュンサイ・アサザ祭、疏水ウォークなど
⑱洪水抑制機能の付加 (総合治水対策)	ため池貯留施設の整備 84 箇所 各地域でため池事前放流の実施

## 主な成果

- ア) 堤体改修等の整備により決壊による人命被害を未然防止
- イ) 専門技術者の点検によりため池の防災安全度を把握
- ウ) ため池保全計画の立案や禁止行為の徹底により管理者の保全意識向上
- エ) 日常管理の習慣化やその基準の明確化による管理の徹底
- オ) ため池保全に係る多様な主体の参画による保全体制の構築、保全活動の実践
- カ) ため池を核とした地域づくりの展開

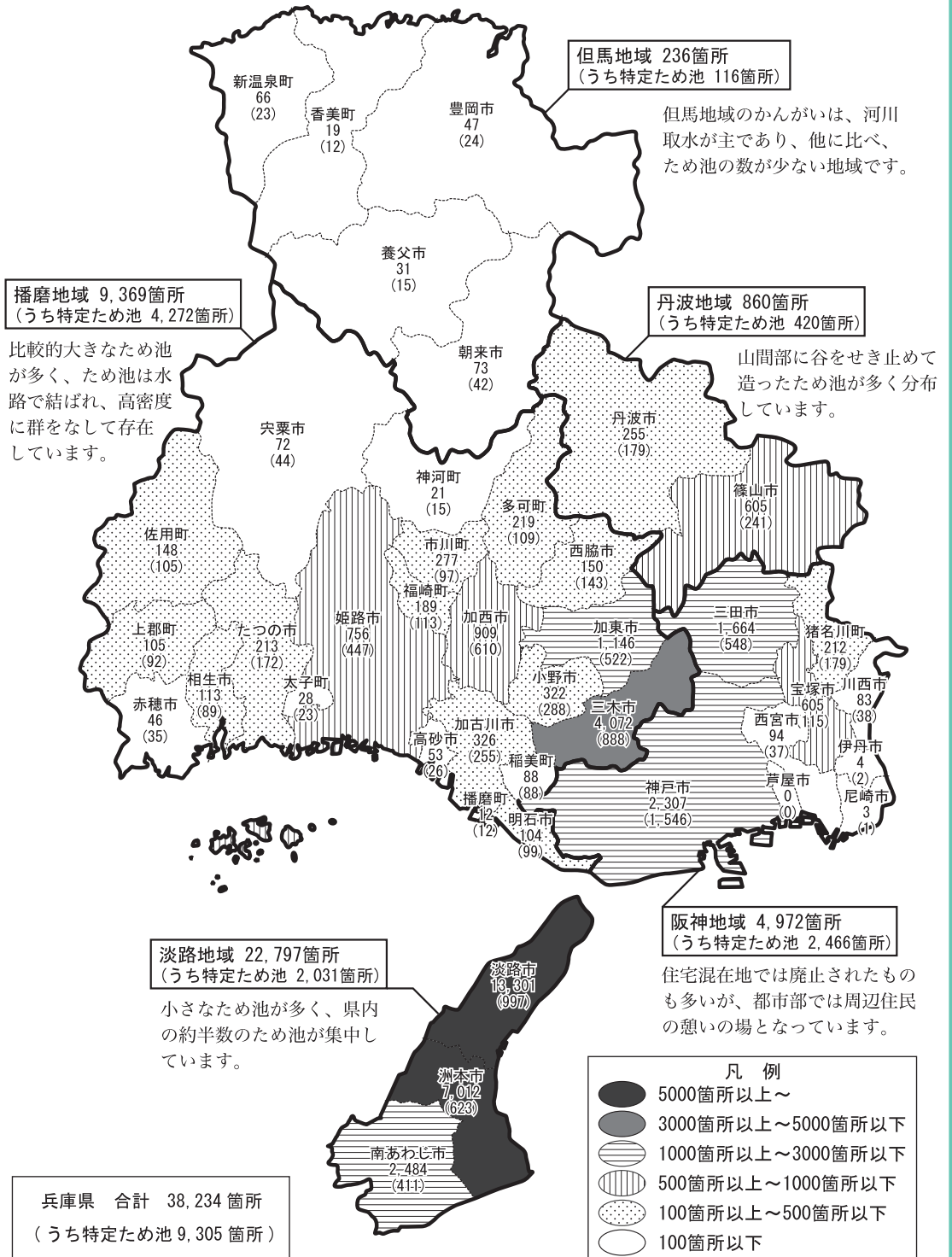
【ため池の保全等に関する条例の概要】 — 平成 27 年 4 月 1 日施行 —

目次	<p>第 1 章 総則 (第 1 条～第 7 条)</p> <p>第 2 章 ため池等の管理 (第 8 条～第 18 条)</p> <p>第 3 章 ため池等の有する多面的機能の発揮の促進 (第 19 条～第 21 条)</p> <p>第 4 章 雑則 (第 22 条～第 24 条)</p> <p>第 5 章 罰則 (第 25 条・第 26 条)</p>
目的 (第 1 条)	<p>①農業用水の安定的な供給を図るため、設置や管理に関する必要な事項を定める</p> <p>②決壊等による災害の防止を図るため、設置や管理に関する必要な事項を定める</p> <p>③ため池及び疏水の有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要な事項を定める</p> <p>安全安心な県民生活の確保、豊かな自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の創造、良好な地域社会の維持等に寄与することを目的</p>
定義 (第 2 条)	<p>ため池 : 農業用水の供給を目的とする貯水池 (受益面積 0.5ha 未満も対象)</p> <p>疏水(そすい): ため池に貯水し、又はため池から農用地に農業用水を供給する目的で設置されている水路</p> <p>機能の保全: 農業用水の安定的な供給及び決壊等による災害の防止</p> <p>多面的機能: 県土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、文化の伝承、レクリエーション活動及び地域の交流活動の場の提供等多面にわたる機能</p> <p>管理者 : 農業用水の利益を受ける農用地の所有者及び耕作者その他のため池を管理する者</p> <p>特定ため池: 農業用水の利益を受ける農用地面積が 0.5ha 以上のため池</p>
基本理念 (第 3 条)	<p>地域の財産であるため池及び疏水が次の世代に継承されるよう</p> <p>①管理者によるため池等の機能の保全のための適正な管理の実施</p> <p>②県、市町、管理者及び県民の協働による多面的機能の発揮の促進の取組</p>
各主体の責務 (第 4～7 条)	<p>県 : 総合的な施策を策定し、多様な主体と連携を図り実施する</p> <p>市町 : 地域の特性を生かした施策を策定し、多様な主体と連携を図り実施に努める</p> <p>管理者 : ①ため池等の機能の保全のための取組を行う ②ため池等の有する多面的機能の発揮の促進のための取組を行うよう努める</p> <p>県民 : ①ため池等の機能の保全のための取組に協力する ②ため池等の有する多面的機能の理解を深め、発揮の促進のための取組を行うよう努める</p>
ため池等の適正な管理 (第 8 条)	<p>①管理者 : ため池等の機能の保全ため、ため池等の適正な管理を行う</p> <p>②管理者 : ため池等の点検を行うに当たっては、次の点に留意すること</p> <p>ア) 堤体からの漏水及び堤体の変形の有無</p> <p>イ) 洪水吐き及び取水施設の破損等その機能の低下の有無</p> <p>ウ) 土砂の流失又は崩壊等ため池の周辺の地形の変動の有無</p> <p>エ) ため池を安全に利用するために必要な事項</p> <p>オ) 疏水の破損等その機能の低下の有無</p> <p>③市町の長: 知事と協力して定期的ため池の点検を実施するとともに、点検の結果、異状がある場合は、管理者に通知する</p> <p>④管理者 : 点検の結果、③の通知により異状があるときは必要な措置を講じる</p> <p>⑤管理者 : 知事又は市町の長に対して、必要な措置に関して技術的援助等必要な協力を求めることができる</p>
ため池等の適正な管理体制等 (第 9 条)	<p>①管理者 : ため池等を適正に管理できる体制を維持するよう努める</p> <p>②管理者 : 上記①が困難な場合は、地域の団体その他の者との協働による管理、市町の長への支援の要請等必要な措置を講ずるよう努める</p> <p>③市町の長: 管理体制の維持が特に必要と認めるときは適正な管理に必要な措置を講ずるよう努める</p>
特定ため池の設置 管理者の届出等 (第 10～12 条)	<p>①特定ため池の設置 (知事の許可が必要)</p> <p>②許可の取消し又は工事の停止の命令</p> <p>③管理者の届出 (代表者)</p> <p>【特定ため池のみ】</p>

ため池附属施設の設置等、廃止の届出 (第 13～14 条)	①ため池附属施設の設置等の届出 (国、地方公共団体又は土地改良区等が実施する場合は、適用除外) } 【特定ため池のみ】 ②廃止の届出	
ため池附属施設以外の施設の設置 (第 15 条)	①ため池附属施設以外の施設を設置する者：農業用水の安定供給、災害の発生の防止、多面的機能の発揮に支障が生じないようにする ②管理者：ため池への設置物の位置、状況等の把握する	
行為の禁止 (第 16 条)	①管理者：洪水吐きに土のうを設置する等機能を妨げる行為をしてはならない ②知事：上記①の違反により県民の生命、身体、財産の保護において特に必要がある場合は、必要な措置をとるべきことを命令することができる ③管理者：上記②の命令に必要な措置を講じたときは、知事に届け出する	
ため池等の検査 (第 17 条)	知事：災害の防止のため必要があるときは、管理の状況についての報告を求める、又は専門的知識を有する職員に管理の状況等の検査をさせることができる	
必要な措置の勧告及び命令 (第 18 条)	①知事：ため池等の検査の結果、災害を発生させる恐れがあるときは、管理者に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる ②知事：上記①の勧告に従わない場合は、命令をすることができる ③管理者：上記①、②における措置を講じたときは、知事に届け出する	
連携及び協働 (第 19 条)	地域社会を構成する様々な主体は、連携を図りながら、多面的機能の発揮の取組を協働して推進するよう努める	
県による施策の実施 (第 20 条)	①県：多面的機能の発揮の促進に関する次の総合的な施策等を講ずる ア) 機能を増進するための施策 エ) 情報の収集及び提供のための施策 イ) 理解を促進するための施策 オ) 啓発及び知識の普及のための施策 ウ) 新たな交流の場を提供するための施策 ②市町、管理者、県民は、県の施策に協力するものとする	【事例】 ④ ため池貯留等の県土の保全 ⑤ 体験活動等を通じた自然環境の保全 ⑥ 文化の伝承等
管理者及び県民の取組 (第 21 条)	管理者及び県民：多面的機能の発揮の促進に関する次の取組等を行うよう努める ①大雨に伴う浸水被害を軽減、消防の用に供するための防災面の取組 ②自然環境の保全、良好な景観形成に必要な取組 ③地域の歴史を学び文化の伝承に必要な取組 ④地域の憩いの場の提供に必要な取組 ⑤地域の行事等交流活動を通じ良好な地域社会の維持に必要な取組	
財政上の措置 (第 22 条)	県：ため池等の機能の保全及び多面的機能の発揮の促進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める	
適用除外 (第 23 条)	①国、地方公共団体、土地改良区、土地改良区連合が次の場合は適用除外 設置する場合：第 10 条 (特定ため池の設置)、第 11 条 (許可取消し・工事停止命令) 管理する場合：第 12 条 (管理者の届出)、第 13 条第 1 項～第 2 項 (附属施設の設置等の届出) ②第 2 章、第 3 章の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定する市町は、その規定の適用は規則で定める	
補則 (第 24 条)	施行に関し必要な事項は、規則で定める	
罰則 (第 25～26 条)	20 万円以下の罰金 ①第 10 条第 1 項：違反して許可を受けないで特定ため池の設置をした者 ②第 11 条：許可の取消及び工事等の停止の命令に違反した者 ③第 16 条第 2 項：行為の禁止における命令に違反した者 料料処分：第 17 条ため池の検査における指示に対して管理の状況報告をしない、虚偽の報告をした者、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	

【ため池の個数とその特徴（平成27年4月1日現在）】

全国一のため池数を誇る兵庫県の各地域の分布状況や特徴を下图に示します。



編集

デザイン

印刷製本

兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室

**LANDTRACE**

丸山印刷株式会社



## 兵庫県ため池の保全等に関する推進方針

平成 28 年 3 月 発行

編集・発行

兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL 078-341-7711(内線 4018)

